

租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正

目 次	
一 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等の改正……………	717
二 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の新規適用停止……………	718
三 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例制度等の改正……………	719
四 租税特別措置の適用期限の延長……………	722

はじめに

本稿では、令和8年度税制改正に盛り込まれた改正事項のうち、相続税・贈与税関係の改正の概要について説明します。

この改正事項が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律は、去る3月31日に可決・成立し、同日に令和8年法律第12号として公布されています。また、以下の関係政省令もそれぞれ公布され

ています。

- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令8.3.31政令第98号）
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令8.3.31財務省令第21号）
- ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令8.3.31経済産業省令第33号）

一 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等の改正

1 改正前の制度の概要

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続財産の全部又は一部を相続税の申告書の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は専修学校を含む公益を目的とする事業を行う法人のうち一定の要件を満たすものに贈与をした場合には、その贈与によりその者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、その相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないこととされていました（措法70①）。

2 改正の内容

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずることを目的とした学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）の施行に伴い、本措置の対象となる専修学校の範囲が見直されました。

具体的には、同法による学校教育法改正に伴い、専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることとされたため、本措置の対象となる専修学校で行われる専門課程の要件も「修業期間を通ずる授業時間数が1,700時間以上であること」から「修業期間を通ずる単位数が62単位以上であること」とされました（措規23の3①

二）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和8年4月1日以後にするこの措置を受けるための贈与について適用され、同日前にした贈与については、従前どおりとされています（改正措規附則11①）。

二 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の新規適用停止

1 改正前の制度の概要

(1) 信託受益権等の取得時等における贈与税の非課税

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に、個人（教育資金管理契約を締結する日において30歳未満の者に限ります。）が、その直系尊属と受託者との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合には、その信託の受益権、金銭又は金銭等（以下「信託受益権等」といいます。）の価額のうち1,500万円までの金額（既にこの特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、その算入しなかった金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しないこととされていました（措法70の2の2①④）。

(2) 贈与者死亡時における相続税の課税

教育資金管理契約に基づき信託をした日等から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与

者が死亡した場合（一定の場合を除きます。）には、その贈与者に係る受贈者については、管理残額（注）をその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされるため、管理残額は、その贈与者の死亡に係る相続税の課税対象に含まれることとなります。この場合において、取扱金融機関の営業所等は、相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額及びその贈与者が死亡した日を記録しなければなりません（措法70の2の2⑫～⑮）。

（注）「管理残額」とは、贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額（訂正があった場合には、その訂正後のものとし、学校等以外に支払う教育資金については、500万円を限度とします。）を控除した残額のうち、その贈与者から取得した信託受益権等でこの特例の適用を受けた部分の価額に対応する金額をいいます（措法70の2の2⑫一、措令40の4の3⑳）。

(3) 契約終了時における贈与税の課税

教育資金管理契約が終了した場合（受贈者が死亡したことにより終了した場合を除きます。）において、その教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額（相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額を含みます。）を控除した残額があるときは、その残額は、その終了の日において贈与により取得した

ものとみなされ、その終了の日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます（措法70の2の2⑰⑱、措令40の4の3⑳）。

(4) 調書の提出

取扱金融機関の営業所等の長は、教育資金管理契約が終了した場合には、受贈者の氏名及び住所等を記載した教育資金管理契約の終了に関する調書をその終了した日等の属する月の翌々月末日までに受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（措法70の2の2⑲）。

2 改正の内容

この特例は、高齢者の資産を若年層に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートするという観点から「日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」に盛り込まれ、平成25年度税制改正において創設されたものです。これまで累次の改正を経て、その適用期限（この特例の適用に係る信託受益権等の取得等に係る期限）は、令和8年3月31日とされていたところです。

しかしながら、この特例については、近年の新規契約数が制度創設時と比べ大きく減少している

こと、多額の資産を有する親・祖父母を持つ若年層に利用者が偏り「格差の固定化」を助長する懸念があること、そもそも祖父母等の扶養義務者が支払う教育費は、通常必要と認められる範囲であれば、いわゆる「都度贈与（相法21の3①二）」として非課税であること等の指摘がなされています。また、近年では教育費の無償化や負担軽減の措置が拡充傾向にあり、令和8年度税制改正においては、次世代の資産形成を支援する観点から、NISAのつみたて投資枠の口座開設可能年齢を0～17歳に拡充する等の改正も行われています。

このような事情を踏まえ、この特例の適用期限（令和8年3月31日）は延長しないこととされました（措法70の2の2①④）。

3 適用関係

この特例の適用期限（令和8年3月31日）は延長されていないため、同日後に信託受益権等の取得等をした場合には、この特例は適用されず、通常の贈与税の課税関係が生じます。なお、この特例の規定（措法70の2の2等）自体は存置されており、同日までに取得等をしたこの特例の適用を受ける信託受益権等については、従前どおりの課税関係（上記1）が維持されています。

三 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例制度等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

特例経営承継受贈者が、特例認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた者（その特例認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの特例の適用に係る贈与をしているものを除きます。以下「特例贈与者」といいます。）からその特例認定贈与承継会社の非上場株式等を贈与（平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの特例の適用に係る贈与及び

その贈与の日から特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限ります。）により取得した場合において、その贈与が次の①又は②の贈与に該当するときは、その非上場株式等のうち特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、その納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、その特例贈与者の死亡の日まで、その納税が猶予されます（措法70の7の5①）。

① その特例贈与者が1人の特例経営承継受贈者に贈与をする場合……イ又は口に掲げる区

分に応じそれぞれイ又はロに定める贈与

イ $A \leq B$ の場合…… A 以上の数又は金額に相当する非上場株式等の贈与

ロ $A > B$ の場合…… B の全ての贈与

$$A : \left(\begin{array}{l} \text{贈与の直前} \\ \text{における特} \\ \text{例認定贈与} \\ \text{承継会社の} \\ \text{議決権に制} \\ \text{限のない発} \\ \text{行済株式又} \\ \text{は出資の総} \\ \text{数又は総額} \end{array} \right) \times \frac{2}{3} - \left(\begin{array}{l} \text{贈与の直前} \\ \text{において特} \\ \text{例経営承継} \\ \text{受贈者が有} \\ \text{していたそ} \\ \text{の特例認定} \\ \text{贈与承継会} \\ \text{社の非上場} \\ \text{株式等の数} \\ \text{又は金額} \end{array} \right)$$

B : 贈与の直前において特例贈与者が有していた特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額

- ② その特例贈与者が2人又は3人の特例経営承継受贈者に贈与をする場合……その贈与後におけるいずれの特例経営承継受贈者の有するその特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の10分の1以上となる贈与であつて、かつ、その贈与後におけるいずれの特例経営承継受贈者の有するその特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額がその特例贈与者の有するその特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を上回る贈与

(2) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

特例経営承継相続人等が、特例認定承継会社の代表権を有していた一定の個人から相続又は遺贈によりその特例認定承継会社の非上場株式等の取得（平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの特例の適用に係る相続又は遺贈による取得及びその取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得に限ります。）をした場合には、その非上場

株式等のうち特例対象非上場株式等に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税の申告書の提出期限までに一定の担保を提供した場合に限り、その特例経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税が猶予されます（措法70の7の6①）。

(3) 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除

特例事業受贈者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その特例事業受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税が猶予されます（措法70の6の8①）。

(4) 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除

特例事業相続人等が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その特例事業相続人等が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます（措法70の6の10①）。

(5) 上記(1)～(4)の適用を受ける前提となる都道府県知事の確認

上記(1)又は(2)の特例の適用を受けるためには、特例認定（贈与）承継会社は、特例円滑化法認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号の認定で中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第6条第1項第11号若しくは第13号又は第12号若しくは第14号の事由に係るものをいいます。）を受ける必要があり、この特例円滑化法認定を受けるためには、認定経営革新等支援機関の指導

及び助言を受けて特例承継計画を作成し、これについて、令和8年3月31日までに都道府県知事の確認を受ける必要がありました（旧円滑化省令17②）。

また、上記(3)又は(4)の措置についても、その適用を受けるためには、特例円滑化法認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第2号の認定で円滑化省令第6条第16項第7号若しくは第9号又は第8号若しくは第10号の事由に係るものをいいます。）を受ける必要があり、この特例円滑化法認定を受けるためには、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて個人事業承継計画を作成し、これについて、令和8年3月31日までに都道府県知事の確認を受ける必要がありました（旧円滑化省令17④）。

2 改正の内容

(1) 都道府県知事の確認に係る計画の提出期限の延長

上記1(1)及び(2)の特例は、中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上に資する観点から、平成30年度税制改正において創設されたものです。創設当時は、当初5年間に特例承継計画を作成し、確認を受けた上で、この5年間を含めた10年以内に贈与・相続により非上場株式等を取得した場合に限って適用される時限措置となっていました。しかしながら、その後発生した新型コロナウイルス感染症の影響等により特例承継計画の策定に時間を要する中小企業者もあったため、この特例承継計画の提出期限は、令和4年度税制改正において1年延長され、令和6年度税制改正において更に2年延長され、令和8年3月31日までとされていました（旧円滑化省令17②）。

令和8年度税制改正では、中小企業経営者が適用期限の到来を見据え早期に事業承継に取り組むことを期待して、特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで更に1年6月延長されました（円滑化省令17②）。

なお、令和9年12月31日までとされている上記1(1)及び(2)の特例の適用期限後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本特例の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得ることが令和8年度与党税制改正大綱で示されています。

また、上記1(1)及び(2)の特例に係る特例承継計画の提出期限の延長にあわせて、上記1(3)及び(4)の特例に係る個人事業承継計画の提出期限についても令和10年9月30日まで2年6月延長されました（円滑化省令17④）。

(参考) 令和8年度与党税制改正大綱（抄）

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

(1) 活力ある地方・中小企業の後押し

法人版事業承継税制（特例措置）については、特例承継計画の提出期限を令和9年9月末まで1年6月延長する。また、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限を令和10年9月末まで2年6月延長する。

なお、これらの措置は、中小企業等の経営者の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための時限措置であることから、中小企業経営者及び個人事業者の方々には、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことが期待される。

また、適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る。

(2) 青色申告特別控除の見直しに伴う所要の措置

上記1(3)又は(4)の特例の適用を受けるための要件の1つとして、これらの特例の対象となり得る特定事業用資産が先代経営者（贈与者・被相続人）及び後継者（受贈者・相続人等）それぞれの事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていることが定められています。そして、青色申告特別控除の控除額は、55万円（電子帳簿保存を行っているなど一定の要件を満たす場合には、65万円）及び10万円があるところ、このうち、これらの特例の対象となるのは55万円（又は65万円）が控除される青色申告書となっています（旧措法70の6の8②一、旧

措法70の6の10②一）。

令和8年度税制改正では、この青色申告特別控除について、青色申告特別控除額が65万円（又は75万円）に引き上げられるとともに、その要件が見直されました（青色申告特別控除の見直しについては前掲「租税特別措置法等（所得税関係）の改正」の「第四 その他の改正」の「二 青色申告特別控除の改正」をご参照ください。）。これに伴い、上記1(3)及び(4)の特例について所要の措置が講じられました（措法70の6の8②一、措法70の6の10②一、措令40の7の8①一口、措令40の7の10①一）。

改正前	改正後	帳簿のレベル	個人版事業承継税制
65万円 (措法25の2④)	75万円 (措法25の2⑤)	複式簿記+電子申告 +優良電子帳簿等	適用可
55万円 (〃③)	65万円 (〃④)	複式簿記+電子申告	〃
	10万円 (〃①)	複式簿記（書面申告）	適用不可 (別途経過措置あり)
10万円 (〃①)	10万円 (〃①)	簡易簿記（下記以外）	適用不可
	— (〃②)	簡易簿記 (収入1,000万円超)	適用不可

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、令和8年4月1日から施行されます（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年経済産業省令第33号））。
- (2) 上記2(2)の改正は、令和9年分以後の所得税に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている特定事業用資産に係る贈与税及び相続税について適用され、令和8年分以前の所得税に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている特定事業用資産に係る贈与税及び相続税については

従前どおりとされています（改正法附則68①③）。

なお、上記1(3)又は(4)の特例の適用を受けた後、特定事業用資産が青色申告書の貸借対照表に計上されなくなった場合には納税猶予が取り消されることとなりますが（措法70の6の8③四、70の6の10③四）、改正前に既にこれらの特例の適用を受けている者に係る青色申告特別控除の基準については、青色申告特別控除の改正前の基準（すなわち、複式簿記であれば電子申告でなくても可）となるよう所要の経過措置が講じられています（改正法附則68②④）。

四 租税特別措置の適用期限の延長

1 医業継続に係る贈与税・相続税の納税猶予制

度等の適用期限が令和11年12月31日まで3年延

長されました（措法70の7の9①、70の7の10①、70の7の11②、70の7の12①、70の7の13①、70の7の14①）。

2 農地等についての納税猶予制度に係る利子税の特例の適用期限が令和13年3月31日まで5年延長されました（措法70の8①③）。